



## 高額療養費制度が改正されます

### 高額療養費制度とは

医療機関の窓口で支払った一か月の医療費が一定の額を超えたときに、お支払いされた額とその一定の額の差額分を高額療養費として保険者（福生市）からお金が戻る制度です。

### なにが変わるの？

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が変更となります。  
 （70歳以上の方の自己負担額の変更はありません。）  
 これまでは3つの種類であった所得区分がより細かくなり、みなさんの所得に応じた医療費の負担軽減が行われるようになります。



### 70歳未満の方の自己負担限度額

#### ★平成26年12月までの自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額(3回目まで)	4回目以降
上位所得者	150,000円＋ (医療費総額－500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円＋ (医療費総額－267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

#### ★平成27年1月からの自己負担限度額

所得区分	所得区分	自己負担限度額(3回目まで)	4回目以降	
ア	上位所得者	所得が901万円を超える	252,600円＋ (医療費総額－842,000円)×1%	140,100円
		所得が600万円を超え901万円以下	167,400円＋ (医療費総額－558,000円)×1%	93,000円
エ	一般	所得が210万円を超え600万円以下	80,100円＋ (医療費総額－267,000円)×1%	44,400円
		所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

※所得 = 前年の総所得額 - 33万円  
 ※過去12か月間に、同じ世帯での高額療養費の支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額となります。

### 限度額適用認定証をお持ちの方へ

制度の改正に伴い、交付日が平成26年8月1日以降の限度額適用認定証をお持ちの方は、有効期限が平成26年12月31日までとなっていますので、平成27年1月からの限度額適用認定証を平成26年12月に市役所から郵送します。



## 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額



外来（個人単位）の限度額 **A** を適用後に世帯単位での限度額 **B** を適用します。  
外来・入院とも、医療機関の窓口での支払いはそれぞれの限度額までとなります。

世帯区分		自己負担限度額		
		<b>A</b> : 通院 (個人単位)	<b>B</b> : 通院+入院 (世帯単位)	4回目以降
現役並み所得者		44,400 円	80,100 円 + (医療費総額 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
一般		12,000 円	44,400 円	
住民税 非課税	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
	低所得者Ⅰ		15,000 円	

※平成27年1月からの制度改正による、70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。



## 70歳以上75歳未満の方の所得区分

### 現役並み所得者

同一世帯に住民税課税所得（調整控除が適用される場合は控除後の金額）が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者がいる方。  
ただし、145万円以上でも、国民健康保険被保険者の人数が、1人で、収入が383万円未満（後期高齢者医療制度に移行した方を含めて収入の合計が520万円未満）、2人以上で収入の合計が520万円未満の場合は、申請により「一般」の区分になります。

### 一般

現役並み所得者以外の方で、住民税課税世帯の方。  
平成27年1月以降、新たに70歳となった国民健康保険被保険者のいる世帯のうち、基礎控除後の総所得金額等の合計が210万円以下の場合は「一般」の区分となります。

### 低所得者Ⅱ

同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。

### 低所得者Ⅰ

同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方。

## 毎年受けよう！特定健康診査

福生市では毎年、生活習慣病の早期発見、改善のため、特定健康診査を実施しております。  
ご自分の健康状態を確認できる年に一度の大切な健診です。是非受診しましょう！！  
※今年度の特定健康診査は10月に終了しましたが、対象となる方には来年度に封筒で受診券を送付します。

対象者：福生市国民健康保険に加入されている40～74歳の方  
費用：無料



【問合せ先】福生市保健センター 042-552-0061

## 国民健康保険税について





国民健康保険（以下、国保と表示します）は、加入しているみなさんでお金を出し合う助け合いの制度です。国保制度を支える大切な財源となっている国保税について、窓口寄せられるみなさんからの疑問をまとめました。

### ◎いつから納めるの？

→ **国保の資格を取得した月から納めます。**  
届出をした月ではなく、国保に加入する資格を得た月から支払義務が発生します。

### ◎どのように決まるの？

→ **年齢に応じて決まります。**

<p><b>国保加入の40歳未満の方</b></p> <p>医療分 + 後期高齢者支援金分 = 国保の保険税</p> 	<p><b>国保加入の40～64歳の方</b></p> <p>医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分 = 国保の保険税</p> <p>※40歳に達した月から(1日生まれの方はその前月)介護保険の第2被保険者になり、介護分が新たに加わります。</p> 
<p><b>国保加入の65～74歳の方</b></p> <p>医療分 + 後期高齢者支援金分 = 国保の保険税</p> <p>●65歳から介護保険料の納め方が変わります 65歳以上の方の介護保険料は、原則として年金から天引きされます。年金が年額18万円未満の方は個別に市区町村に納めます。</p> <p>介護保険料 介護保険の第1被保険者として保険料とは別に納めます。</p> 	<p><b>75歳以上の方</b></p> <p>新しく「後期高齢者医療制度」に加入します。保険料は、後期高齢者医療制度の方法に基づいて納めます。</p> 

→ **世帯ごとに決まります。**

あなたの世帯の保険税			
	医療分 (上限額 51 万円)	後期高齢者支援金分 (上限額 16 万円)	介護分 (上限額 14 万円)
<b>所得割額</b> 所得に応じて計算	加入者全員の課税総所得額 × 4.7%	加入者全員の課税総所得額 × 1.8%	40～64 歳の方の課税総所得額 × 1.3%
<b>均等割額</b> 加入者数に応じて計算	加入者の人数 × 24,000 円	加入者の人数 × 11,000 円	40～64 歳の方の人数 × 11,000 円

→ **前年の所得をもとに決まります。** ※課税総所得額 = 前年の総所得額 - 33 万円  
保険税の所得割額は、前年の所得をもとに決まりますので、所得の有無に関わらず必ず申告をお願いします。

### ◎誰が納めるの？

→ **保険税は世帯主が納めます。**  
世帯主が職場の健康保険などに加入していても、家族(世帯)の中に一人でも国保被保険者がいれば、世帯主が納税義務者となります。(擬制世帯主)

### ◎保険税を納めないとうなるの？

→ **特別な事情がなく、保険税を納めず納税相談も応じない場合は、次のような措置がとられます。**

- ① 督促が行われます。延滞金などの加算や、給付が差し止められる場合があります。
- ② 通常の保険証の代わりに、有効期限の短い短期保険証が交付される場合があります。
- ③ 保険証を返還していただき、代わりに資格証明書が交付され、医療費をいったん全額自己負担しなければならなくなります。

保険税の納め忘れにはくれぐれもご注意のうえ、納期内納税にご協力をお願いします。

※納税に関する相談は、福生市役所収納課(Tel.042-551-1578)へ

その他、支払方法や軽減措置等のご案内もありますので、詳細は保険年金課保険年金係までお気軽にお問い合わせください。

## こんなときは14日以内に届出をしてください！

### 国民健康保険に加入するとき

- 福生市に転入してきたとき
- 会社の健康保険をやめたとき
- 会社の健康保険の扶養でなくなったとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

### 国民健康保険を脱退するとき

- 転出したとき
- 会社の健康保険に加入したとき
- 会社の健康保険の扶養になったとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき

※お手続きの際は、身分証明書とご印鑑をご用意ください。

※会社の健康保険に加入・脱退した際は、身分証明書・ご印鑑の他に、会社の健康保険証や健康保険離脱証明書等が必要です。



## ジェネリック医薬品をご存じですか？

### ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

先発医薬品（新薬）の特許期間満了後に、有効成分や効能及び効果等が同じ医薬品として新たに承認され、製造・販売される医薬品です。先発医薬品と比べて臨床試験などさまざまな試験が省略でき、開発費用も安価で開発期間も短いことから薬の価格が比較的安くなります。

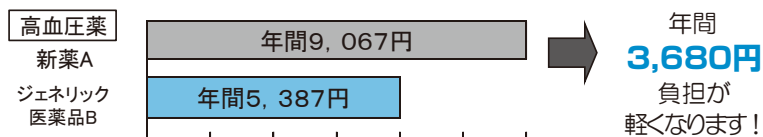
### <薬の切り替え方法>

医師に直接、「ジェネリック医薬品でお願いします」と言うか「ジェネリック医薬品希望カード」を見せてください。

### どのくらい安くなるの？

下の図は代表的な生活習慣病を例として、ジェネリック医薬品に替えた場合にどのくらい安くなるかを示しています。現在お使いのお薬を何か一つ変えるだけで、家計の負担を大幅に軽くできる場合もあります。

#### 新薬とジェネリック医薬品との差額例



※上記の金額はあくまでも目安です。  
※3割の自己負担があったものとして算出しています。

### 注意

※医薬品の価格が下がっても、患者さんのご負担は先発医薬品使用時と変わらないか、上がることもあります。薬剤師さんとよく相談してください。  
※すべての治療薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。  
※ジェネリック医薬品は有効成分が新薬と同じでも、ほかの薬などとの飲み合わせが変わってくることもあります。必ずかかりつけの医師または薬剤師の方へ相談してください。



## 柔道整復師（接骨院・整骨院）の正しいかかり方

### ●柔道整復師（接骨院・整骨院）をご利用になられる方へ

#### Q. 柔道整復師（接骨院・整骨院）とは？

A. 柔道整復師（接骨院・整骨院）は骨折や脱臼、ねんざ、打撲及び挫傷（肉離れ等）などの痛みに対して施術を施します。ただし、柔道整復師（接骨院・整骨院）は「国家資格」であっても、「医師」ではないので必ずしも国民健康保険が使用できるわけではありません。従って、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

#### 国民健康保険が使える場合

- ① 外傷性のねんざ・打撲・挫傷（肉離れ）
- ② 骨折・脱臼の応急手当て  
（骨折・脱臼は応急手当ての場合を除き、医師の同意が必要）

#### 国民健康保険が使えない場合

- ① 日常生活による疲労、肩こり、腰痛、体調不良
- ② スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ③ ねんざ・打撲が完治した後のマッサージ代わりの利用
- ④ 病気（リウマチ、五十肩、関節炎など）からくる痛みやこり
- ⑤ 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の施術など

### ●施術を受ける時の注意事項

1. 領収書は医療費控除を受ける際に必要となりますので、必ず受け取り大切に保管してください。
2. 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。
3. 保険適用外の事由にも関わらず、保険証を使って診療を受けた場合は、保険相当額を市に返還していただく場合がございますので、ご注意ください。



※福生市では、被保険者の皆さんに納めていただいた保険税を適正に使用するために、施術内容等を文書により確認させていただく場合があります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。